

原議保存期間	30年(平成59年3月31日まで)
有効期間	一種(平成59年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
(参考送付先)  
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第37号  
平成29年3月27日  
警察庁長官官房長

警察庁職員の職務発明に対する補償金支払要領の制定について(通達)

警察庁職務発明規程(平成29年警察庁訓令第3号)が本日制定され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、別添のとおり「警察庁職員の職務発明に対する補償金支払要領」を定め、同日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別 添

### 警察庁職員の職務発明に対する補償金の支払要領

#### 1 目的

この要領は、警察庁職務発明規程（平成29年警察庁訓令第3号）第10条第5項の規定に基づき、警察庁の職員の職務発明に対する補償金の支払に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、警察庁職務発明規程に定めるところによる。

#### 3 登録補償金の支払

長官等は、国が職務発明に係る特許を受ける権利を承継してこれに基づく特許出願により特許権を取得し、又は国が職務発明に係る特許権を譲り受けた場合において、発明者から請求があったときは、当該発明者に対し、特許権1件につき、7,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1発明をいう。）につき1,500円を加えた額に国の持分を乗じた額を支払うものとする。

#### 4 実施補償金の支払

- (1) 長官等は、国が職務発明に係る特許権等を承継し、特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合において、発明者から請求があったときは、当該発明者に対し、当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により各年度において国に納入された金額（以下「国の収入実績」という。）の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる方法により算定した金額の範囲内で補償金を支払うものとする。

ただし、国の収入実績が一時金又は一時払いの場合、国の収入実績を契約年数で除し、算出された金額の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる方法により算出した額に契約年数を乗じた額の補償金を支払うものとする。

国の収入実績	補償金の額
100万円以下の金額	当該収入実績×100分の50
100万円を超える金額	(当該収入実績－100万円)×100分の25＋50万円

- (2) (1)の規定は、国が承継した特許権等に係る職務発明（物の発明又は物を生産する方法の発明に限る。）の特許権の設定の登録後の国内における実施により利益を得た場合に準用する。この場合において、(1)の規定中「特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合」とあるのは「特許権の設定の登録後における当該職務発明の実施により利益を得た場合」と、「当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により各年度において国に納入された金額」とあるのは「当該特許権の設定の登録後における実施により各年度において国が得た利益の額」と、「収入実績」とあるのは「利益実績」と読み替えるものとする。

5 共同発明者に対する補償

3及び4の規定において、補償金を受ける権利を有する発明者が2名以上あるときは、当該補償金はそれぞれの持分に応じて支払うものとする。

6 補償金請求権の承継人又は転退職者に対する補償

3から5までの規定は、発明者の有する補償金の支払を受ける権利を承継した者から当該補償金の請求があった場合又は転退職した発明者から補償金の支払の請求があった場合に準用する。

7 職務発明に準ずる発明への準用

この要領は、警察庁の職員が職務発明に準ずる発明をした場合において、当該警察庁の職員の申出に基づき国が当該発明に係る特許を受ける権利又は特許権の承継を承認したときは、職務発明に準ずる発明に準用する。

8 考案等への準用

この要領は、警察庁の職員がした考案及び意匠の創作に準用する。この場合において、考案については、3の規定中「7,500円」とあるのは「2,500円」と、「1,500円」とあるのは「500円」とそれぞれ読み替えるものとする。また、意匠の創作については、3の規定中「7,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1発明をいう。）につき1,500円を加えた額」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。